

玄海町通学路交通安全プログラム

平成 29 年 9 月

玄海町教育委員会

玄海町では、町内公立学校の統廃合を行い、義務教育学校一校となり、スクールバスを利用する児童生徒が80%近くとなっています。玄海町では家からスクールバス停留所までの通学路も点検が必要であると判断し、平成29年6月11日に関係機関合同で、通学路の危険箇所を緊急点検しました。

その結果、危険な箇所は緊急的に対策を実施するとともに、玄海みらい学園、道路管理者、警察が連携し、一体となって、今後も通学路の安全を確保する計画的な対策の実施を定めたプログラムを策定しました。

本プログラムは、通学路危険箇所合同点検毎に改訂します。

プログラムの概要

1. 関係機関が連携し、一体となって通学路の安全確保に努める。
2. 緊急的な対策を実施する。
3. 緊急的な対策実施後も効果検証を行い、次の対策に生かす。
4. 継続的に合同点検を実施する。
5. 歩道整備等の恒久的な対策を推進する。

1. 関係機関が連携し、一体となって通学路の安全確保に努める。

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等の列に自動車が突入し、死傷者が多数発生する事故が相次ぎました。

玄海町では、幸いなことに登下校時の交通事故は近年発生しておりませんが、通学路にせまい道が多く、車両との接触が懸念されます。また、声かけ事案等の発生につきましても近隣市町で増加傾向にあり、保護者や地域住民の不安となっております。

通学児童生徒が、交通事故や犯罪、声かけ事案等の被害に遭わないためには、

- ・道路環境の整備（スクールバス停留所周辺の草刈りなど）
- ・通学方法の見直し
- ・通学児童、通行車両への交通、防犯両面からの教育
- ・通学時間帯の通行規制
- ・見守り活動が一体となって対策を行うなど、これらのことが必要であると考えます。

そこで、学校関係者、警察、道路管理者が連携し、一体となって通学路の安全対策に取り組みます。

○合同点検の体制

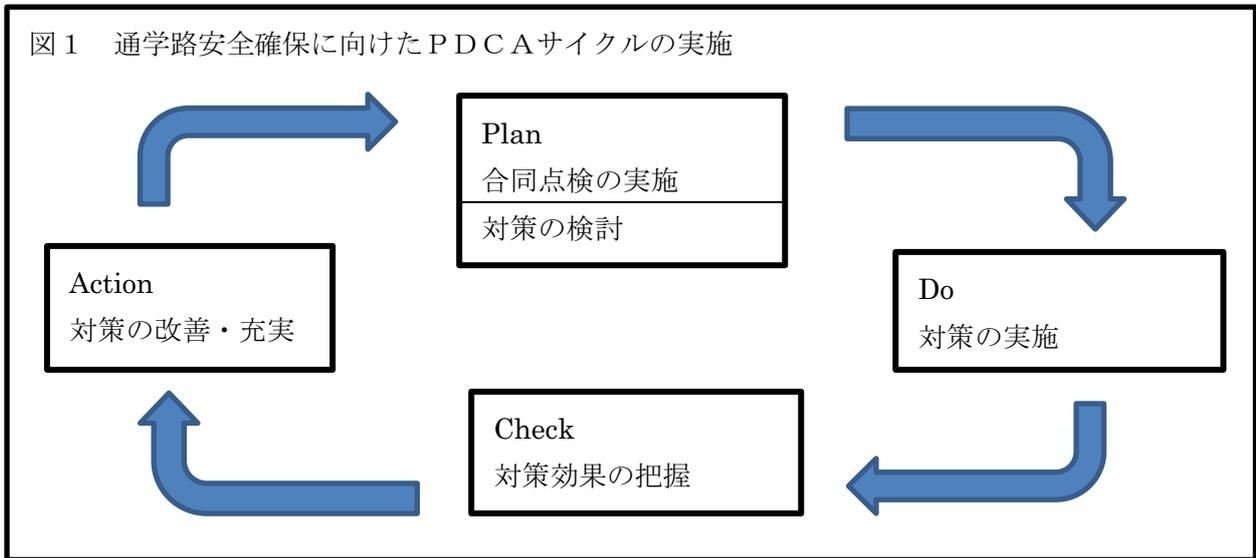
- ・玄海みらい学園、PTA、道路管理者、警察、生活安全課、教育委員会が参加する合同点検を行う。

2. 緊急的な対策を実施する。

点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や防護策設置などのハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。また、対策実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

3. 緊急的な対策の実施後も効果検証を行い、次の対策に生かす。

実施した緊急対策について、その効果を検証するため学校に対し調査を実施します。また、道路管理者や警察が行った対策（歩道の拡幅等）について、対策実施前後の状況を把握することでその効果を検証します。そして、その結果からより効果的な対策を今後の通学路の安全対策に生かして、より安全で安心な通学路空間を実現していきます。



4. 継続的に合同点検を実施する。

通学路の点検については、工事が行われたり、交通状況も変化したりすることから、平成30年度以降も継続的に合同点検を実施し、対策が必要な箇所は速やかに対策を実施します。また、緊急的な対策を実施した箇所も継続的に効果を発揮するように、維持・更新に努めます。

○定期的な合同点検

- ・効率的、効果的に合同点検を実施する。

5. 歩道整備等の恒久的な対策を推進する。

即効性のある対策のほか、恒久的な対策として歩道整備等の相当な期間を要する対策についても、地域の協力を得ながら通学路を中心に整備を推進していきます。

- ① 登下校の通学指導（学級活動、特別活動、道徳での指導、一斉下校指導、集団登校指導）
- ② 危険箇所における具体的な通行方法の現地指導、一斉下校指導
- ③ 交通教室、交通安全週間実施、標語募集、防犯ブザー・ランドセルカバー配布、飛び出しキッズ作り
- ④ 交通安全についての注意喚起（学校安全マップ、危険箇所取りまとめ）
- ⑤ 立ち番指導や見守り活動、子ども110番の家、集団登校指導
- ⑥ スクールゾーン取り締まり、校区内パトロール
- ⑦ 通学路の変更、工事箇所の安全確保
- ⑧ 道路管理者による独自点検